

FMCだより

7
2011

7月の祝日といえば「海の日」です。元々は「海の記念日」という日でしたが、1996年から国民の祝日「海の日」となりました。今年で15年目を迎えます。早いものですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



所得税の予定納税

7月は、所得税の予定納税の時期です。所得税の予定納税は、すべての納税者が対象となるわけではありません。それでは、どの方が予定納税の対象となるのか、今回お届けしたいと思います。

所得税の予定納税

所得税の予定納税は、個人の前年分の税額が15万円以上である場合に、その一部を予め納付する制度をいいます。この場合の前年分の税額とは、その年の5月15日現在確定している前年分の所得金額や税額を基に計算した、予定納税基準額を指します。

予定納税基準額の計算方法は、次の通りです。③が予定納税基準額となります。

- ① 前年の所得金額のうち、分離課税所得（株式の譲渡、土地建物の譲渡、退職所得など）を除いた総合課税の対象となる総所得金額（譲渡所得、雑所得、一時所得を除く）を計算します。
- ② ①から前年の所得控除額を差し引き、税額を計算します。
- ③ ②の税額から源泉徴収税額（上記①の総所得金額として計算した所得に係るものに限る）を差し引きします。

この予定納税基準額が15万円以上となる場合には、6月15日までに税務署から書面で通知されるため、予定納税基準額を自ら計算して予定納税をする必要はありません。書面の到達を待って、対応することになります。

納付回数は、原則として2回です。1回につき、予定納税基準額の3分の1相当額を納付します。納付時期は、7月（第1期分）及び11月（第2期分）です。納付方法は、振替納税を利用されている場合には指定口座からの引き落とし、電子納税を利用されている場合には電子納税による納付となります。その他、30万円以下の納付であれば、バーコード付きの納付書を用いて、コンビニエンスストアでの納付も可能です。

所得税の予定納税額の減額申請

予定納税基準額の計算方法を見てお分かりの通り、所得税の予定納税は、今年の実績が反映されているわけではありません。そのため、前年ほど今年は儲からない、など、予定納税基準額よりも下回ると見積もることができる場合には、税務署へ「予定納税額の減額申請書」を提出し、承認されれば、予定納税額の減額を受けることができます。特に、東日本大震災で直接被災されていない個人事業主であっても、間接的に事業が停滞している場合には、減額申請を視野に入れる必要があるでしょう。

第1期分及び第2期分の減額申請を行う場合には、7月1日から7月15日までに「予定納税額の減額申請書」を税務署へ提出する必要があります。この申請書には、所得金額等の見積額を記載する欄や、見積の基礎となった資料を添付する必要があるため、感覚だけでこの申請書を提出することはできません。事業低迷が理由であれば帳簿作成を早めに行い、見積額を計算する必要があるでしょう。



給与を支払った場合、その給与から差し引いた源泉所得税は、支払者が原則として給与を支払った月の翌月10日までに税務署へ納付します。そのため、毎月給与を支払う場合、毎月納付することになりますが、常時10人未満へ給与を支払っている場合には、毎月ではなく、半年分をまとめて納付することができます。これを「納期の特例」といいます。この納期の特例は、半年に1度の納付のため、納付の事務手続きは軽微となりますが、半年分の納付金額を管理する資金繰りの手間と、納付を忘れてしまうリスクが伴います。

納期の特例如何に関係なく、定められた納付期限（法定納期限）までに源泉所得税を納付しなかった場合には、本来納めるべき源泉所得税（本税）のほか、原則として延滞税や不納付加算税の負担が生じます。

延滞税は、法定納期限の翌日から納付日までの日数に応じて課される利息相当分のペナルティであり、算式は次の通りです。

$$\text{①} \quad \frac{\text{本 税 (1万円未満切捨て)} \times \text{割合 (※)} \times \begin{array}{l} \text{(イ) 法定納期限の翌日から納付日までの日数、} \\ \text{(ロ) 法定納期限の翌日から2月を経過する日までの日数} \\ \text{のうち、いずれか少ない日数} \end{array}}{365 \text{ 日}}$$

(※) 割合は、原則年7.3%です。ただし、平成12年以降は、7.3%と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合が適用されます。平成23年は後者が4.3%であるため、平成23年の期間は年4.3%の割合が適用されます。

$$\text{②} \quad \frac{\text{本 税 (1万円未満切捨て)} \times 14.6\% \times \text{上記① (ロ) の翌日から納付日までの日数}}{365 \text{ 日}}$$

$$\text{③} \quad \text{①} + \text{②} = \text{延滞税の額 (百円未満切捨て)} \quad (\text{額が1,000円未満の場合には、全額切捨て})$$

また、不納付加算税は、法定納期限までに源泉所得税を納付しなかった場合に課されるペナルティであり、算式は次の通りです。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{本 税} \\ (1 \text{ 万円未満切捨て}) \end{array}} \times 10\% (\text{※}) = \begin{array}{c} \text{不納付加算税の額} \\ (\text{額が5,000円未満の場合には、全額切捨て}) \end{array}$$

(※) 税務署から連絡が入る前に自主的に納付した場合には、5%

ただし、不納付加算税の場合、過去1年間法定納期限内にきちんと納付している等、法定納期限までに納付する意思があったと認められる場合で、かつ、法定納期限から1月を経過する日までに納付した場合には、不納付加算税が免除されます。

例. A社が、源泉所得税100万円を法定納期限の翌月に自主的に納付した場合
(法定納期限の翌日から納付日までの日数を30日として計算、延滞税の割合は年4.3%を適用)
延滞税 … 100万円 × 4.3% × 30日 ÷ 365日 = 3,534円 → 3,500円 (百円未満切捨て)
不納付加算税 … 100万円 × 5% = 50,000円 → 法定納期限までに納付する意思があったと認められる
場合には、免除となります。

なお、これら延滞税や不納付加算税は、法人であれば損金として、個人事業主であれば必要経費としてそれぞれ認めてもらえません。余分な税金を支払って、かつ、損金又は必要経費とならないのは、無駄な支出に他なりません。7月は、納期の特例の納付時期でもあります。納付を忘れないようにしたいところですが、もし、納付を忘れてしまったら、一刻も早く納付しましょう。

参考条文：国税通則法 60、67、118、119、国税通則法施行令27の2



労務情報

既卒者採用・正社員登用の際に活用できる助成金

助成金制度は年度初めに見直しが行われることが多く、今年度については雇用危機や震災の影響から様々な助成金が創設される一方、事業仕分けにより助成金の統廃合が行われ、その内容が大きく変更されています。そうした各種助成金制度の中から、今回は既卒者を採用する際とパートタイマーを正社員に登用する際に活用できる2つの助成金について、その概要を取り上げます。

1. 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金

大学等を卒業後3年以内の既卒者も応募できる新卒求人をハローワーク（新卒応援ハローワークを含む）に提出し、その紹介により正規雇用として雇入れた事業主が対象となります。また、東日本大震災により被災した既卒者への緊急的な支援として特例措置が設けられています。

[支給金額]

- ☐ 正規雇用から6ヶ月定着した場合
100万円（雇用保険適用事業所単位で1事業所1回限り）
- ☐ 震災に伴う特例措置により採用し、正規雇用から6ヶ月定着した場合
120万円（雇用保険適用事業所単位で1事業所最大10回（震災特例対象者10人）まで）

この奨励金の詳細は、都道府県労働局やハローワークまでお問い合わせください。

2. 均衡待遇・正社員化推進奨励金(正社員転換制度)

均衡待遇・正社員化推進奨励金は5つの制度（正社員転換制度、共通処遇制度、共通教育訓練制度、短時間正社員制度、健康診断制度）から構成されますが、今回はこの中の正社員転換制度を取り上げます。これは、パートタイマーや契約社員を正社員へ転換する制度を導入し、制度導入後2年以内に実際に転換したときに対象となるものであり、以下の2つ（1. 制度導入分、2. 転換促進分）から構成されます。なお、支給対象となる労働者数は10人までとされています。

[支給金額]

1. 制度導入分：対象労働者1人目につき、中小企業（*）の場合40万円 大企業の場合30万円
2. 転換促進分：対象労働者2人目から10人目まで、対象労働者1人につき中小事業主の場合20万円
大企業の場合15万円
※母子家庭の母等については加算あり

（*）中小企業とは、以下のA、Bの要件の両方またはどちらか一方を満たす事業主をいいます。

業種	A常時雇用する労働者数	B資本金・出資金
小売業 (飲食店を含む)	50人以下	5千万円以下
サービス業	100人以下	5千万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他	300人以下	3億円以下

この奨励金を受給するためには、正社員転換制度を就業規則に新たに定め、事前に労働基準監督署へ届け出ておく必要があります。詳細は、都道府県労働局雇用均等室までお問い合わせください。



経営情報

正社員の教育訓練に関する企業の考え方

企業が行う従業員の教育訓練には、いわゆるOJT（日常の業務に就きながら行われる教育訓練）とOFF-JT（業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修））があります。どちらも大切ですが、企業はOJTとOFF-JTのどちらを重視しているのでしょうか。

教育訓練の実施方法

厚生労働省が、今年3月17日に発表した調査結果（※）から、企業が正社員の教育訓練実施方法として、OJTとOFF-JTのどちらを重視するか、の結果をまとめると、右のようになりました。

現状では、OJTを重視する企業が多いことがわかります（重視する、重視するに近い、の合計）。ただし、今後の教育訓練については、OJTを重視する企業の割合が少なくなり、OFF-JTを重視する企業の割合が増えています。

重視する正社員の教育訓練（単位：％）

	現在	今後
教育訓練に当たってはOJTを重視する	23.7	21.2
教育訓練に当たってはOJTを重視するに近い	48.8	46.9
教育訓練に当たってはOFF-JTを重視するに近い	18.2	23.2
教育訓練に当たってはOFF-JTを重視する	7.2	6.8
不明	2.0	2.0

厚生労働省「平成22年度能力開発基本調査」より作成

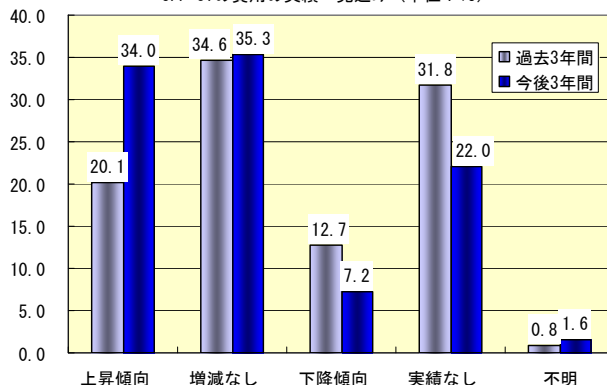
OFF-JTの場合、外部講師による研修など、OJTに比べて費用がかかることもあります。そのため、OFF-JTを重視する企業の場合、研修費用も増やす必要があるでしょう。

次に、このOFF-JTの費用についての企業の考え方を紹介します。

今後OFF-JTの費用を増やす企業が増加

企業のOFF-JTの費用の実績をみると、過去3年間では「増減なし」とする企業が最も多くなっています。今後3年間の見通も、「増減なし」が最も多くなっていますが、「上昇傾向」とする企業の割合が10ポイント以上も増加している点が目に付きます。費用が上昇傾向になるということは、OFF-JTの機会を増やすことにつながります。「増減なし」と回答したOFF-JTの費用を減らさない考えの企業も含め、教育訓練を重視する企業が増えていることが推測できます。

OFF-JTの費用の実績・見込み（単位：％）



厚生労働省「平成22年度能力開発基本調査」より作成

「企業は人なり」、といわれるように企業の成長発展には、従業員の成長が不可欠です。東日本大震災の影響で教育訓練どころではない、という企業も増えていることでしょう。企業の存続が最優先ですが、教育訓練に対する企業の取り組み姿勢は変えずにいていただきたいと思います。

（※）厚生労働省「平成22年度能力開発基本調査」

日本標準産業分類（平成19年11月改定）に定める15産業のうち、常用労働者30人以上雇用している民営企業（会社組織に限る）から抽出した約7,100企業を対象にした調査です。有効回答数は3,090企業、有効回答率は43.5%となっています。詳細は以下の政府統計の総合窓口で確認できます。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031190>



医業情報

病院・一般診療所の 夏季賞与平均支給額

7月といえば夏季賞与の季節です。では、医療機関ではどの程度の賞与が支給されているのでしょうか。ここでは、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」(※)から、病院と一般診療所における昨年(平成22年)の夏季賞与の支給労働者1人平均支給額などを、事業所規模別に紹介します。

平均支給額は給与1ヶ月分より少なめ

右表から、一般診療所の方が病院より支給労働者1人平均支給額(以下、平均支給額という)が多いことがわかります。また、病院、一般診療所ともに、事業所規模30～99人(以下、30～99人規模という)で平均支給額が20万円を超えています。一方、事業所規模5～29人規模(以下、5～29人規模という)では20万円を下回っており、特に病院の場合は15万円を下回る額になっています。

病院・一般診療所の平成22年夏季賞与支給労働者1人平均支給額
(単位: 円、ヶ月、%)

	病院		一般診療所	
	事業所規模 5～29人	事業所規模 30～99人	事業所規模 5～29人	事業所規模 30～99人
支給労働者1人平均支給額	142,506	203,435	197,994	249,152
きまって支給する給与に対する 支給割合	0.9	0.70	0.9	0.79
所定内給与に対する支給割合	0.9	0.72	1.0	0.82
支給労働者数割合	72.0	100.0	85.3	100.0
支給事業所数割合	66.9	100.0	84.6	100.0

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

その他、目立った点は以下の通りです。

病院

- ・平均支給額は5～29人規模に比べて30～99人規模の方が6万円程度多くなっている。
- ・所定内給与に対する支給割合は5～29人規模はほぼ1ヶ月分なのに対し、30～99人規模では0.72ヶ月分程度に留まっている。
- ・支給労働者数割合と支給事業所数割合は、30～99人規模では100%となっている。

一般診療所

- ・平均支給額は5～29人規模に比べて、30～99人規模の方が5万円程度多くなっている。
- ・所定内給与に対する支給割合は、5～29人規模が1ヶ月分程度なのに対し、30～99人規模では1ヶ月に満たない程度となっている。
- ・支給労働者数割合と支給事業所数割合は、30～99人規模では100%となっている。

今年の夏季賞与の支給状況は、どうなるのでしょうか。

(※) 毎月勤労統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約180万事業所から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。なお、21年までの調査では、病院・診療所に分けたデータがないため、推移をみることはできません。

所定内給与とは、きまって支給する給与のうち所定外給与(所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等)以外のものをいいます。

詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏期休暇は、事前に取り先への周知徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

2011年7月

お仕事備忘録

- 1. 所得税の予定納税額の減額申請
- 2. 労働保険の年度更新
- 3. 労働者死傷病(軽度)報告の提出
- 4. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出
- 5. 中元の発送、暑中見舞い状の送付
- 6. 夏期休暇にまつわる諸業務



1. 所得税の予定納税額の減額申請

7月は、所得税の予定納税額の納付期限月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。

2. 労働保険の年度更新

昨年4月から今年3月までの保険料を概算払いとして前納し、年度が終わった後に正しい保険料を算出し差額を精算します。

賃金総額の集計・納付書の記入・チェックは良いでしょうか？

3. 労働者死傷病(軽度)報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で休業日数が1～3日の場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。

7月末までに4月から6月分の報告を行いますが、休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

4. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届の提出期間は、7月1日から7月10日まで（今年は曜日の関係で7月11日まで）です。

5. 中元の発送、暑中見舞い状の送付

お中元は7月中旬までに先方に届くよう手配します（配送の場合は先方へ到着する日程の確認、訪問する場合は、訪問する人にいつ行くのかの確認も忘れないようにすると良いでしょう）。万が一遅くなってしまった場合は7月16日～立秋までは「暑中お見舞い」、立秋から9月上旬までは「残暑お見舞い」として贈るのが一般的ですが、地方によって多少時期がずれることもあります。

また、当方・先方のいずれが喪中であっても贈答に差し支えありませんが、先方が気落ちしているようであれば、「暑中お見舞い」「残暑お見舞い」として贈る気配りもしたいものです。さらに、挨拶状や暑中見舞状については、会社名・氏名・肩書などに誤りが無いか送付前に再チェックしましょう。

お中元をいただいた際のお返しは必要ありません。早めにお礼状を送付しましょう。

6. 夏期休暇にまつわる諸業務

夏期休暇を実施する企業は、事前に取り先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握をおこなしましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

◆防犯・防火対策

専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。

◆郵便など配達物の扱い

郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取れるサービスを受けるための所定の届け出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことの無い場合は最寄の郵便局へ問い合わせしてみましょう。

◆休暇中に出勤する社員の把握

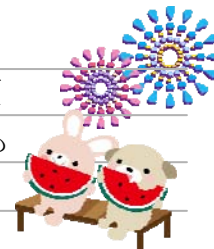
◆社員の休暇中の連絡先の把握

緊急連絡に備えておきましょう。



2011.7

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届のほか、夏期休暇がある場合には、取引先へ事前にお知らせするとともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	金	赤口	●算定基礎届の提出（～7月11日） ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月15日）
2	土	先勝	
3	日	友引	
4	月	先負	
5	火	仏滅	
6	水	大安	
7	木	赤口	小暑
8	金	先勝	
9	土	友引	
10	日	先負	
11	月	仏滅	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（6月分） ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付（1～6月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出 ●労働保険の年度更新（6月1日～7月11日） ●算定基礎届の提出（～7月11日）
12	火	大安	
13	水	赤口	
14	木	先勝	
15	金	友引	●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出 ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月15日）
16	土	先負	
17	日	仏滅	
18	月	大安	海の日
19	火	赤口	
20	水	先勝	
21	木	友引	
22	金	先負	
23	土	仏滅	大暑
24	日	大安	
25	月	赤口	
26	火	先勝	
27	水	友引	
28	木	先負	
29	金	仏滅	
30	土	大安	
31	日	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（6月分） ※8月1日期限 ●所得税の予定納税（第1期分） ※8月1日期限 ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[4月～6月]について報告） ※8月1日期限 ●固定資産税（都市計画税）の納付（第2期分） ※市町村の条例で定める日まで